

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、証人〇〇〇〇の立会をもって、次のとおり遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

遺言者〇〇〇〇は、本遺言書により次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は左記の財産を遺言者の妻〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に相続させる。

記

1 土地

所在 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇番〇〇
地目 宅地
地積 〇〇平方メートル

2 建物

所在 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目目〇〇番地〇号所在
家屋番号 〇〇〇〇号
種類 居宅
構造 木造瓦葺二階建
床面積 一階〇〇平方メートル
二階〇〇平方メートル

第二条 遺言者は〇〇銀行〇〇支店に預託してある預金債権の全部を、遺言者の長男〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に相続させる。

第三条 遺言者は遺言者の長女〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に現金〇〇〇〇万円を相続させる。

第四条 遺言者は第一条ないし第三条に記載した以外の遺言者の一切の財産を妻〇〇に相続させる。

第五条 妻〇〇が遺言者より先、または同時に死亡したときは、第一条及び第四条の財産は長男〇〇及び長女〇〇に各二分の一の割合で相続させる。

第六条 遺言者はこの遺言の遺言執行者に妻〇〇(前条の場合は長男〇〇)を指定し、遺言執行者に対し、遺言者名義の預貯金の名義変更、払戻、解約など、この遺言の執行に必要な一切の権限を授与する。

遺言執行者はその権限を弁護士、税理士、司法書士、行政書士に委任することができる。

以上

本旨外要件

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

職業 会社員

遺言者 〇〇〇〇 ⑩

昭和〇〇年〇月〇日生

上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

住所 ○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

行政書士

証人 西村健吾

昭和○○年○月○日生

住所 ○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

職業 会社員

証人 ○○○○

昭和○○年○月○日生

以上、遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認して、次に署名押印する。

遺言者署名 実印

証人の署名 認印

証人の署名 認印

この証書は、民法第 969 条 1 号ないし 4 号の方式に従って作成し、同条 5 号に基づき、次に署名押印する。

令和○年○月○日 本職役場において

○○県○○区○○町○丁目○番○号

○○法務局所属

公証人 公証人が署名 職印